

相生市・赤穂市・たつの市・太子町・上郡町・佐用町から委託を受けて、
社会福祉法人 **たつの市社会福祉協議会**が運営しています。

西播磨成年後見支援センターの役割

相 談

【センター職員による相談】

センター職員が電話、来所による相談に対応します。

- 判断能力に不安がある方の生活や財産管理に関する困りごとなどの相談に応じ、今後の方向性を共に考えていきます。
- 成年後見制度を利用するための手続きや提出書類の説明や助言を行います。



【専門職による相談】

法律・福祉の専門家である弁護士・司法書士・社会福祉士が対応します。

- 「成年後見・くらしなんでも相談会」として、3市3町を巡回して相談に応じます。

普及・啓発

- 成年後見制度や対象者の理解を深めるため、講演会を開催します。
- 各種団体やグループの集まりにセンター職員が出向いて、成年後見制度の概要や、センター事業の説明などを行います。

市民後見人の養成・支援

- 成年後見制度利用者の生活を身近な立場で支援する「市民後見人」の養成と、市民後見人選任後の後見活動を支援します。

市民後見人とは…

ご本人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ご本人の意思を丁寧に把握し、地域に密着した活動を行うことが期待されている成年後見人等のことです。

センターが実施する研修を修了して、センター・市町が推薦し、家庭裁判所から選任されて市民後見人として活動します。

新たな権利擁護の担い手として、身近な市民の立場からきめ細やかな支援が期待されています。



成年後見制度とは？

認知症や知的障害、精神障害などの精神上の障害により、福祉サービスの契約や預貯金の管理などが困難な方の権利や財産を保護し、支えるための制度です。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの種類があります。

法定後見制度…すでに判断能力が不十分な方を支援する制度

判断能力が不十分な方に代わって契約などの法律行為をすることによって、ご本人を保護・支援します。判断能力の程度によって3つの類型（後見・保佐・補助）に区別されます。

家庭裁判所に利用の手続き（申立て）をし、支援者を家庭裁判所が決定します。

後 見

日常的な買い物や財産管理などが一人では難しく、常に支援が必要な方



保 佐

日常の買い物は一人でできるが、重要な財産管理・契約などが難しい方



補 助

契約行為はおおむね理解できるが、重要な財産管理などを一人ですることが不安な方



判 断 能 力

任意後見制度…将来、判断能力が不十分になった時に備える制度

元気なうちに、将来判断能力が低下した時に備えて、自分で後見人になって欲しい人、支援して欲しい内容を決めて契約しておきます。

公証役場で契約を結びます。

成年後見人等の仕事

財産管理

本人の財産を本人の立場に立って安全かつ適切に管理します。
例えば…預貯金の管理、保険証書の保管、不動産の処分、遺産分割など

身上保護

本人の意思を尊重し、その人らしい生活を送ることが出来るよう、本人に関わる手続きをお手伝いします。
例えば…病院・施設との契約、介護・福祉サービスの利用契約、要介護認定の申請など

「法定後見制度」を利用するには？

申立書類の準備

申立

調査(鑑定)

成年後見人等の選任・決定

- 申立ては、本人がお住まいの地域を管轄する家庭裁判所に行います。
- いったん申立てをすると、裁判所の許可がなければ取り下げることができません。
- 申立てができる人は、本人・配偶者・4親等内の親族(※)・市町村長などです。
※親、祖父母、子、孫、兄弟姉妹、甥、姪、おじ、おば、いとこなど